

求人管理簿

記載例

求人 受理 番号	① 求人者の氏名又は名称 ② 所在地 ③ 連絡担当者 連絡先電話番号	④ 受付年月日	⑤ 有効期間	⑥ 求人数	⑦ 職種	⑧ 就業場所	⑨ 雇用期間	⑩ 賃金	⑪ 職業紹介の取扱状況								備考	
									紹介年月日	求職者氏名	採否 結果	採用年月日	無期雇用該 当の有無	無期雇用の場合				
														転職勧奨 禁止期間	6箇月以内の 離職状況	調査日及び 調査方法		返戻金制度によ る返金の有無
05-15	福都宮製粉株式会社 宮城県仙台市宮城野区卸町x丁目x 番地 総務課長 南野 誰某 022-292-60xx	R5.4.1	R5.6.30	2	食料品製 造業	福都宮製粉株式会社 卸町作業所 仙台市宮城野区卸町x 丁目x番地	定めなし	月給制 18万1千円 から 27万9千円	R5.5.1	佐藤 泰次郎	不採 用							
									R5.6.1	労働 局太郎	採用	R5.6.5	無期 雇用	R5.6.5~ R7.6.4		R5.12.5 調査票の郵 送		
									R5.6.1	鈴木 三郎	採用	R5.6.5	無期 雇用	R5.6.5~ R7.6.4	R5.7.31離職		返金有	

求人管理簿の記載要領

- 「求人者の氏名又は名称」欄は、求人者が個人の場合は氏名を、法人の場合は名称を記載すること。この場合、求人者が複数の事業所を有するときは、求人者の申込み及び採用選考の主体となっている事業所の名称を記載すること。
- 「所在地」欄は、求人者の所在地を記載すること。
- 「連絡担当者、連絡先電話番号」欄は、求人者において、求人及び採用選考に関し必要な連絡を行う際の担当者の氏名及び連絡先電話番号等を記載すること。
- 「受付年月日」欄は、求人を受け付けた年月日を記載すること。なお、同一の求人者から、複数の求人を同一の日に受け付ける場合で、受付が同時ではない場合は、その旨を記載すること。
- 「有効期間」欄は、求人者の取扱に当たって、有効期間がある場合は、当該有効期間を記載するとともに、有効期間が終了した都度、その旨記載すること。なお、有効期間については、事前に求人者に説明しておくこと。
- 「求人数」欄は、当該求人として、募集する労働者の人数を記載すること。
- 「職種」欄は、当該求人により雇い入れられた労働者が従事する業務の職種を記載すること。
- 「就業場所」欄は、当該求人により雇い入れられた労働者が業務に従事する場所を記載すること。
- 「雇用期間」欄は、当該求人により雇い入れられた労働者の雇用期間を記載すること。
- 「賃金」欄は、当該求人により雇い入れられた労働者の賃金を記載すること。求人管理簿上に記載された賃金が、求人によって支払単位が異なるときには、時給、日給、月給等が判別できるように記載すること。なお、雇用する労働者の能力等によって、賃金額が異なる場合については、下限額及び上限額を記載することでも差し支えない。賃金額が都道府県ごとに設定されている最低賃金額を満たしているか留意すること。
- 「職業紹介の取扱状況」欄は、当該求人者に求職者をあっせんした場合は、職業紹介を行った時期、求職者の氏名、採用・不採用の顛末等を記載することとし、採用された場合は採用年月日、無期雇用就職者である場合はその旨、転職勧奨が禁止される期間、離職状況（(a)6箇月以内に離職（解雇を除く。）したか否か又は離職状況の確認のための調査により離職状況が判明しなかった場合にはその旨、並びに調査を行った日及び調査方法 または、(b)6箇月以内の離職により返戻金制度に基づき返金が行われたか否か）についても記載すること。
- 「無期雇用就職者の離職状況」については、以下の(1)又は(2)のいずれかについて記載すること。
 (1) 6箇月以内に離職（解雇を除く。）したか否か又は離職状況の確認のための調査により離職状況が判明しなかった場合にはその旨、並びに調査を行った日及び調査方法
 (2) 6箇月以内の離職により返戻金制度に基づき返金が行われたか否か
 なお、求人者、求職者とのトラブル防止の観点から、採用・不採用に至るまでの経緯を記載することは差し支えない。

【留意事項1】 求人管理簿は、個人情報に記載されているので、取扱いには十分注意すること。

【留意事項2】 保存期間は、求人管理簿については求人者の有効期間の終了後、2年間とする。

【関係法令】 職業安定法第32条の15、職業安定法施行規則第24条の7

